

令和3年2月9日
世田谷保健所健康企画課

乳がん・子宮（頸部）がん検診における受診年齢の要件の見直し等について

1. 主 旨

現在、区が実施している、乳がん・子宮（頸部）がん検診について、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（以下「国の指針」という）」と一部異なっている受診年齢の要件を見直す。

また、この要件の見直しを契機とし、新型コロナウイルス感染症の影響で今年度に受診を控えた区民が、翌年度も受診できる機会を付与する。

2. これまでの課題

- (1) 現在、区の40歳以上における乳がん・子宮（頸部）がん検診について、国の指針である2年に1度の受診要件に加え、年齢要件を偶数年齢としているため、受診を見合わせた場合、次の受診機会が翌々年度となり3年間の間隔が空いてしまう。
- (2) 20歳～39歳における子宮（頸部）がん検診については、若い世代への啓発を目的として、毎年受診機会を設けているが、国の指針における受診要件は、2年に1度としている。
- (3) 乳がん・子宮（頸部）がん検診の受診年齢の要件については、東京都の「東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会」や世田谷区が設置した「世田谷区対策型がん検診精度管理に関する専門部会」から、是正するよう指摘を受けている。

3. 年齢要件の変更

検診名	現行の年齢要件	変更後の年齢要件
乳がん検診	40歳以上の <u>偶数年齢</u> の女性（ <u>2年に1度</u> ）	40歳以上の女性（ <u>2年に1度</u> ）
子宮（頸部） がん検診	20歳～39歳の女性（ <u>1年に1度</u> ） 40歳以上の <u>偶数年齢</u> の女性（ <u>2年に1度</u> ）	20歳以上の女性（ <u>2年に1度</u> ）

※ 子宮（頸部）がん検診で医師が必要と判断した場合に実施する子宮（体部）がん検診についても同様の年齢要件の変更を実施する。

4. 変更後の効果

(1) 区民の受診を選択する機会の拡充等

40歳以上の対象者の年齢要件である偶数年齢を廃止し、2年に1度受診できるという国の指針の年齢要件を適用することで、新型コロナウイルス感染症により受診を控えた場合でも、翌年度にも受けられるようになるなど、区民に対し受診を選択する機会を拡充できる。

また、例年、年度末においては受診希望者が多く医療機関が混み合い、一部区民が希望の医療機関で受診できない状況が発生しているが、翌年度も受診が可能になるため、年度末の受診希望集中の緩和が期待できる。

(2) 科学的根拠に基づくがん検診の不利益の減少

国の指針の年齢要件を適用することにより、がんの早期発見・早期治療による死亡率減少などの検診の効果を確保するとともに、より科学的根拠に基づいて、検診に伴う不利益(*)の減少を図ることができる。

* 検診に伴う不利益：がんがないのにもかかわらず、がんの疑いありと診断してしまう「偽陽性」により、要精密検査となり、不必要な治療や検査を招くなど、一定程度の不利益が存在すること。

5. 実施時期

令和3年4月

6. 区民周知(予定)

令和3年	4月	1日	区HPによる周知
		4月15日	区のおしらせ「せたがや」での周知
		5月～	区広報板へのがん検診案内チラシの掲示
		6月	乳がん・子宮(頸部)がん検診の個別勧奨での案内周知
		5月～7月	特定・長寿健診受診票等送付時でのがん検診案内の同封

7. その他

令和3年度は、受診年齢の要件変更により一時的に受診数が増加するが、以後平準化していく見込みである。